主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人小島成一、同今永博彬、同岡村正淳連名の上告趣意は、事実誤認、単なる 法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五八年二月二一日

最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官